

特集 矢板で 家を建てよう

～子育て環境日本一を目指す矢板市に定住してみませんか？～

矢板市「暮らし」のびのび定住補助金 ～市内にマイホームを取得する方へ～

- 条件／(①～④の全てを満たすこと)
- ①新たに矢板市内に住宅を取得し(引き渡しを受け)、住民票を移動し、実際にそこに住むこと。
 - ②引き渡しを受けた住宅に2人以上で入居し、5年以上定住することを誓約すること。
 - ③住宅の所有者が、住宅の引き渡しを受けた時点で45歳以下であること。
 - ④引き渡しを受けた住宅に同居する世帯員全員に、市税等の滞納がないこと。
- ※市外から転入する方だけでなく、市内での転居も対象となります。
- ただし、同敷地内での増改築・建て替えなど、住民票の移動を伴わない場合は対象になりません。

補助金額／

基本補助(①～④のいずれか)

①新規用地購入 + 住宅新築	50万円
②住宅のみ新築	40万円
③用地 + 中古住宅購入	30万円
④中古住宅のみ購入	20万円

+

- 条件による加算(該当する場合追加)
- ⑤18歳以下の生計を共にする子どもがいる場合 5万円
(子どもの数で金額は変わりません)
 - ⑥矢板市内の建築業者を元請として利用した場合 5万円

(注意)住宅新築とは、新築建売住宅購入も含みますが、新たに建設されて、工事完了日より1年以内の住宅で、まだ人が居住したことがないものです。①、③に該当するのは、用地と建物の所有者が同じ場合です。

補助金の受付／申請期限は住宅の引き渡しを受けた日から1年以内です。

- 補助金対象外(①～④のいずれかに該当するとき)
- ①東日本大震災で被災し、「矢板市被災者生活再建支援金」の適用を受けた方
 - ②別荘等の一時的居住を目的としたもの
 - ③公共工事に伴う住居の移転建
 - ④建て替えのための一時的な転居など

- 補助金の返還／(①、②のいずれかに該当するとき)
- ①不正な手段などにより補助金の交付を受けたとき。
 - ②正当な理由がないのに、補助金の交付を受けた住宅に転入・転居してから5年未満に転出、または住宅を第三者に譲渡したとき。

他の補助事業との併用／
この制度は、住宅用太陽光発電設置費補助金などの市の制度や、とちぎ材の家づくり支援事業など国県の制度と併用できます。

この補助金は、所得税法の「一時所得」として扱います。詳しくは税務署または市税務課に確認してください。

そのほか／個別に補助の要件が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ／総合政策課 秘書政策班
☎(43)1112

保留地 (木幡地区)

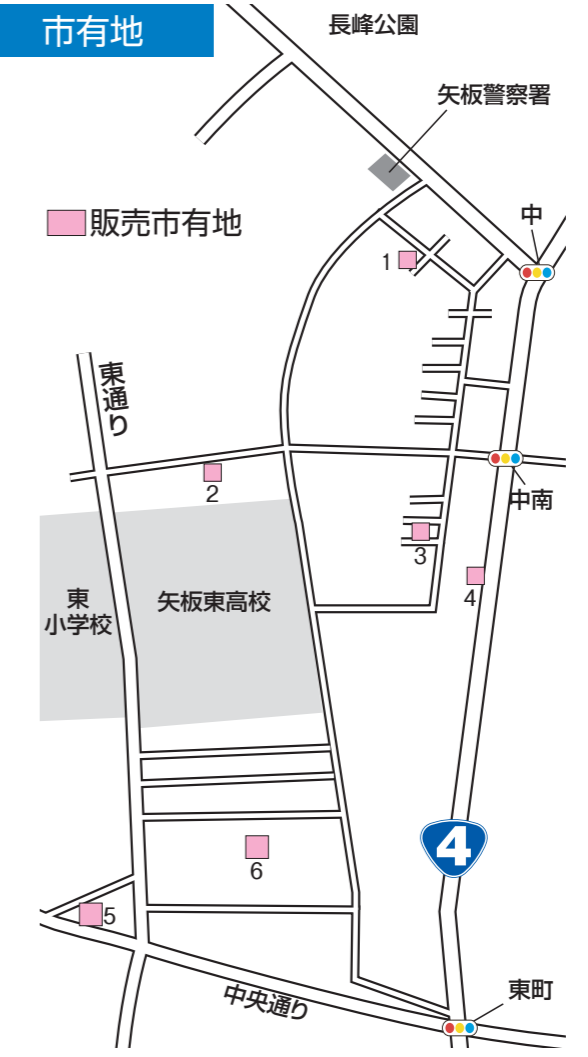


番号	面積 ㎡ (参考坪)	販売価格 (万円)	用途地域	番号	面積 ㎡ (参考坪)	販売価格 (万円)	用途地域
1	202.00 (61.10)	501	第一種低層住居専用	16	244.51 (73.96)	済	準工業
2	217.02 (65.64)	493	第一種低層住居専用	17	229.44 (69.40)	551	準工業
3	200.97 (60.79)	済	第一種低層住居専用	18	289.50 (87.57)	588	準工業
4	249.02 (75.32)	491	第一種低層住居専用	19	238.75 (72.22)	573	準工業
5	385.69 (116.66)	済	第二種住居	20	289.95 (87.70)	589	準工業
6	310.98 (94.07)	815	第二種住居	21	277.55 (83.95)	736	準工業
7	177.60 (53.72)	460	第二種住居	22	287.47 (86.95)	776	準工業
8	247.60 (74.89)	656	準工業	23	228.89 (69.23)	520	準工業
9	247.59 (74.89)	668	準工業	24	228.89 (69.23)	513	準工業
10	247.59 (74.89)	済	準工業	25	228.89 (69.23)	501	準工業
11	275.72 (83.40)	済	準工業	26	229.03 (69.28)	488	準工業
12	275.72 (83.40)	済	準工業	27	229.03 (69.28)	488	準工業
13	283.64 (85.80)	635	準工業	28	239.87 (72.56)	583	準工業
14	266.66 (80.66)	661	準工業	29	239.87 (72.56)	616	準工業
15	262.28 (79.33)	650	準工業	30	239.87 (72.56)	583	準工業



木幡地区

市有地



番号	面積 ㎡ (参考坪)	販売価格 (万円)	用途地域	住所
1	244.46 (74.07)	834	第二種低層住専	中2009-3
2	894.16 (270.95)	2,110	第二種住居	東町3004-4
3	145.34 (44.04)	365	第一種低層住専	東町3014-4
4	329.74 (99.92)	1,042	準住居	東町3019-3
5	1670.40 (506.18)	2,105	第一種低層住専	木幡1308-13他
6	2287.08 (693.05)	2,927	第一種低層住専	東町1209-5

申込資格／
都市計画法に規定されている用途地域にあった土地利用をする方
土地引き渡し後、善良な管理を行う方

申込・問い合わせ／
市有地 総務課 ☎(43)1113
保留地 都市建設課 市街地整備班 ☎(43)6213